

色が付いている部分は必ず書いてください。

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金実績報告書

兼請求書
兼チェックシート

令和 年 月 日

公益社団法人宮崎県食品衛生協会長 殿

報告日を書いてください。

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。なお、交付額確定後は、交付確定額を請求します。

記

押印してください。
法人は登記印です。

裏面の注意事項を、
よく読んで記入してください。

申請者	ふりがな																							
	氏名																							
	現住所	〒			電話番号		携帯電話番号	取得番号																
営業所	ふりがな				営業許可番号																			
	営業所の名称、 屋号又は商号				<small>※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。</small>																			
	営業所の所在地	〒																						
申請内容	交付決定額	【税抜】		円																				
	実績額 <small>※消費税は補助対象外</small>	【税抜】		円																				
	工事着手日 および完了日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで																						
振込先	カタカ	実際の工事着手日と完了日を書いてください。(通帳の写し要提出)			預金	普通・当座																		
	口座名義人 (※申請者と同名義)				種別																			
	金融機関名	銀行	支店	本店	口座番号																			
【要件該当確認】	<p>以下の項目に相違ないことを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類に記載した内容は事実と相違ありません。 補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。 <p>要件に該当すれば、実績報告書は受け付けられませんので、該当しなければ必ず☑を入れてください。</p> <p>期間内に処分しようとする場合は、事前に承認を</p> <p>した施設補助金を</p>																							
【添付書類確認】	<p>右の項目について、添付されている場合は口にチェック(☑)してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>② 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等の写し)</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③ 工事の完了を証明する書類の写し(工事完了報告書の写し)</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等(工事前、工事後)</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設)</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※交付申請時に提出済み</td> </tr> <tr> <td>⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑦ ひなた飲食店認証書の写し</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>								① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し	<input type="checkbox"/>	② 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等の写し)	<input type="checkbox"/>	③ 工事の完了を証明する書類の写し(工事完了報告書の写し)	<input type="checkbox"/>	④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等(工事前、工事後)	<input type="checkbox"/>	⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設)	<input type="checkbox"/>	※交付申請時に提出済み		⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し	<input type="checkbox"/>	⑦ ひなた飲食店認証書の写し	<input type="checkbox"/>
① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し	<input type="checkbox"/>																							
② 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等の写し)	<input type="checkbox"/>																							
③ 工事の完了を証明する書類の写し(工事完了報告書の写し)	<input type="checkbox"/>																							
④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等(工事前、工事後)	<input type="checkbox"/>																							
⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設)	<input type="checkbox"/>																							
※交付申請時に提出済み																								
⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し	<input type="checkbox"/>																							
⑦ ひなた飲食店認証書の写し	<input type="checkbox"/>																							

【注意事項】

- ・ 交付決定後に着工する補助対象事業の経費が対象となります。
- ・ 補助金の上限額は1事業者当たり50万円です。
- ・ 複数の営業所に係る申請の場合、営業所の名称、所在地、電話番号は、代表とする営業所のみ記載してください。
- ・ 営業許可番号は、申請に関わる全ての営業所の番号を記載するとともに、記載した営業所の全ての営業許可証の写しを提出してください。（交付申請時に提出済みの場合を除く。）
- ・ 対象経費の金額の合計が50万円に満たない場合、その合計金額が申請額の上限となります。
- ・ 申請内容に、補助対象とならない経費が計上されている場合は、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。
- ・ 経費の内訳の欄が不足する場合は、任意の別紙に内訳を記入して提出してください。
- ・ 工事請負契約書の写しを提出してください。
- ・ 領収書又は振込記録の写しを提出してください。
- ・ 振込口座の通帳の写し（支店名や口座名義人が確認できるもの）を提出してください。
- ・ 記載内容に疑義や記載漏れがある場合には、センターより確認の連絡をすることがあります。
- ・ 表面下部の「要件該当確認」の内容をよく読み、該当するか確認してください。全て該当する場合のみ（チェック）してください。全て該当する場合のみ補助金の交付対象になります。

【補助対象の可否】（2021. 8. 20時点）

<対象となる設備>

品目	可否
客席部分の換気を行う換気扇の新規設置	対象になる
客席部分の換気を行う換気扇の改修	対象になる

※必要換気量を満たすものに限る。

必要換気量については、交付申請の際に提出された「（添付様式1）ひなた飲食店認証基準適合チェックシート」をご確認ください。

<対象とならない設備>

品目	可否
エアコン	対象にならない
換気機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機	対象にならない
サーキュレーター（送風機）	対象にならない
扇風機	対象にならない
換気扇等の清掃	対象にならない
客席部分の換気を行わない別室（厨房等）の換気扇	対象にならない
焼肉店等の排煙装置	対象にならない

【申請先】※受付は郵送のみ

〒880-0802

宮崎市別府町2-12 建友会館

飲食店認証サポートセンター（換気設備補助金申請窓口） 行

【問い合わせ先】

電話：(0985)41-8853【窓口対応時間 10:00～16:00(月～金)】 FAX：(0985)41-8867